

# 令和5年度 就学援助制度

毎年、申請が必要です（小学校入学準備金を申請された方も再度必要です）

令和4年分(令和5年度)所得が未申告の場合は、必ず申告が必要です。  
※すでに勤務先にて年末調整・確定申告をされている方は、改めて申告する必要はありません。

郵送申請

<問合せ先・送付先> 高槻市教育委員会 保健給食課  
宛先：〒569-8501(住所不要)高槻市教育委員会 保健給食課 学校保健チーム 宛  
TEL:072-674-7608(平日 9:00~17:15) FAX:072-674-7641 提出は1世帯1部  
高槻市コールセンター(平日:午前8時~午後7時、土・日・祝・年末年始:9:00~17:00)  
TEL:072-674-7111

## 援助の対象者

- 高槻市立の小学校又は中学校に在籍している児童若しくは生徒の保護者である
- 保護者の令和4年中の所得合計額が認定基準表の所得限度額以内である
- 生活保護法の適用を受けていない

記入例はこちら

## 【当初申請】令和5年5月10日(水)~5月19日(金)

郵送

5月19日消印有効 ※申請書を記入する前に必ずホームページをご確認ください。(ホームページは右のQRコードから)  
※郵送申請にご協力を ※簡易書留または特定記録郵便で郵送



窓口

高槻市役所 総合センター6階 会議室  
平日のみ9:00~16:00 ※窓口申請の場合、通帳及び下記⑩~⑫の原本持参(5月22日(月)以降の提出の場合は、申請した月からの援助対象となります。)

必ず記入 ↓ <<申請手順&チェック票>> □に、数字や☑を入れてください。 ↓ 必ず記入 ↓

- 裏面の申請書に記入します。(ホームページの記入例参照)
- 裏面に記載の家族人数は、 人です。(保護者+税の扶養人数)
- 上記②の家族人数の内訳は、 合計と一致

保護者(申請者・配偶者)	人	
小学生・中学生	人	
高槻市立以外の小中学校に通っている兄弟	人	学校名 ( )
乳幼児、高校・大学・専門学校生	人	
その他	人	

- 裏面に記載の住所は住民票上の住所と、 同じです  違います
- 配偶者は、 います (  単身赴任等で別住所に居住 )  いません ⇒ 下記の理由に必ず☑及び時期を記入  
 離婚 ( 年 月 ) 〇 ( 約 年前 )  
 死別 ( 年 月 ) 〇 ( 約 年前 )  
 離婚前提で別居中  未婚

- 令和4年1月1日~令和4年12月31日の収入  
【申請者】 あり  なし 【配偶者】 あり  なし
- 現在、小学1年生・中学1年生の方にお聞きします。  
小学校入学前・小学6年生時に入学準備金を、  
 受給した ⇒ ( 市 ) で受給  受給していない

- 生活保護費を、  
 受給していません  
 受給しています ⇒ 就学援助対象外です  
 申請中です
- 振込先の通帳のコピーを、 添付しました  申請者名義の通帳
- 現在住んでいるのは、  
 持家です(住宅ローンがある方はこちら)  
 借家ですが、契約書なし ⇒ 限度額の緩和なし  
 借家ですので、書類のコピーを添付します  
賃貸契約書・家賃決定通知書・その他 ※いずれかに○  
「所在地・貸主借主・家賃」の記載がある書類(最新版)  
保護者が契約しているものに限り
- ひとり親家庭  
 該当しません  
 該当しますので、書類のコピーを添付します  
ひとり親家庭医療証・児童扶養手当証・戸籍謄本・その他 ※いずれかに○
- 家族に障がい者が、  
 いません  
 いますので、書類のコピーを添付します  
障害者手帳・療育手帳・通所受給者証・その他 ※いずれかに○
- 令和5年1月1日時点で住んでいたのは、  
 高槻市内  
 高槻市外(市町村名: )  
転入日( 年 月 日 )  
 海外

裏面申請書

★必ずご確認ください★

認定基準表:(令和4年1月~令和4年12月の保護者の所得により判定)

家族員数	所得限度額		家族員数が7人以上なる場合は1人増加するごとに541,000円を加算	障がい者加算額(家族員に含まれる障がい者1人につき)	
	借家の世帯	持家の世帯		380,000円	
2人	2,427,000円	1,779,000円		ひとり親加算額	
3人	2,948,000円	2,318,000円		扶養する子の数	加算額
4人	3,389,000円	2,761,000円		1人	330,000円
5人	3,840,000円	3,205,000円		2人	356,000円
6人	4,386,000円	3,746,000円		以下1人増につき	13,000円

- (注) 家族員数: 保護者とその扶養する家族員(税の扶養人数)の合計数  
所得: 源泉徴収票の場合は『給与所得控除後の金額』、確定申告書の場合は『所得金額』など  
※給与所得・公的年金等所得がある方は、「所得」から10万円を差し引いた所得額で審査します。  
※賃貸契約書等の証明書類の提示がない場合は「持家の世帯」での審査となります。  
加算額: 上記右の表にある「障がい者加算額」「ひとり親加算額」に該当する方は、証明書類をご提示いただければ、所得限度額にそれぞれの該当人数の額を加算し、審査します。

勤務先からの解雇(自己都合による退職や定年退職等は除く)や倒産、廃業により、生活環境が変化し、お子様の就学が困難となった方は、前年所得によらず認定できる場合がありますので、事前にご相談ください。

審査結果

当初申請の審査結果は7月末までに、郵送にて通知します。

援助内容

援助費目	金額	支給月
学用品費・通学用品費・宿泊を伴わない校外活動費	[月額] 小: 1,100円~1,310円 中: 2,080円~2,340円	7月・12月・3月(年3回)
学校給食費 ※無償化期間は支給対象外	実費支給	
新入学学用品費(小学1年生・中学1年生) ※入学準備金を3月に受給している場合は対象外	小: 54,060円 中: 63,000円	7月
中学校入学準備金(小学6年生)	63,000円	
卒業アルバム代(小学6年生・中学3年生)	小: 11,000円 中: 8,800円 を限度で実費支給	3月
宿泊を伴う校外活動費(交通費・見学科)	小: 3,690円 中: 6,210円 を限度で実費支給	10月・12月・3月 いずれか1回支給
修学旅行費(宿泊費・交通費・見学科等)	実費支給	
通学費(小学生片道4km・中学生片道6km以上)	実費支給(公共交通機関)	7月・12月・3月(年3回)
医療費 (治療前に学校長に交付を申し出て、医療券を受領してから病院受診。医療券がないと自己負担。)	【援助対象となる疾病】トラコーマ及び結膜炎(アレルギー性結膜炎は除く)・白癬・疥癬及び膿疱疹(とびひ)・中耳炎・慢性副鼻腔炎(蓄膿症)〈急性副鼻腔炎・アレルギー性副鼻腔炎は除く〉及びアテノイド・寄生虫病(虫卵保有を含む)・う歯(むし歯)	
日本スポーツ振興センター災害共済掛金免除	当該年度の5月1日認定されている場合に限る	

切り取ってお使いください

裏面封筒

保護者の所得について認定基準表を確認しましたので、申請します。申請者氏名: \_\_\_\_\_